

国民健康保険加入の皆さんへ

国保税の納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定分の平成19年度納税通知書（第1期～第4期の暫定賦課）を郵送します。

なお、18年度の保険税額が1万円未満の方および3月1日以後に加入の届け出をされた方には、18年中の所得金額に基づき計算される保険税の納税通知書（第5期～第10期の確定賦課）を、8月中旬に郵送します。（4月に納税通知書の発送はありません）

※第5期以降の税額は8月の本算定時でなければ算出できません。

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入していない場合も含みます）と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（一人ひとりにかかる

額）と平等割額（世帯ごとにかかる額）が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

①平成18年中に収入のなかつた方（18年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含みます）

②平成18年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です）

③平成18年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など

受付期間 4月2日（月）～16日（月）
受付場所 本庁1階国保年金課（9番窓口）および各総合支所市民生活課・各支所

国保加入世帯の中に、①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、一人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

なお、すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分（国保に加入していない世帯主も含む）の申告を済ませている場合は必要ありません。

問 国保年金課（内線249・274・275）・各総合支所市民生活課

4月から70歳未満の入院時の高額療養費の支給方法が変わります

70歳未満の人が入院したときからは、3月までは、自己負担分（医療費の3割）を全額負担して、あとから申請により限度額を超えた分が支給されていきました。

4月からは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までと変わります。

この支給方法は、平成14年からすでに、70歳以上で実施しており、平成19年4月からは70歳未満も対象となります。

限度額適用認定証の交付を受けたい

医療費の自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。医療機関の窓口でその所得区分を明らかにするために、「限度額適用認定証」が必要になります。

住民税非課税世帯には、現行の「標準負担額減額認定証」に代えて「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、一般および上位所得者には、新たに「限度額適用認定証」が交付されます。認定証の交付には申請が必要です。入院が決まったら、必ず入院前に申請しましょう！

※4月の入院については、4月中に申請すれば4月1日から認定します。

問 国保年金課（内線471・472）
なお、「限度額適用認定証」の交付については、国民健康保険税に滞納のない世帯が対象となります。

自己負担限度額（月額）

| 所得区分 | 3回目までの限度額 | 4回目以降の限度額 ^{※2} |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 一 般 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 上 位 所 得 者 ^{※1} | 150,000円+(医療費-500,000円)×1% | 83,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

国民年金の保険料が変わります

平成19年4月分から国民年金保険料は、月額14,100円になります。

4月初めに社会保険庁より、「国民年金保険料納付案内書」が送付されます。

各月の保険料は納付期限までに納めましょう。（口座振替を利用して方には送付されません。また、全額免除・若年納付猶予に該当している方で、7月以降継続免除にならない方には7月に納付案内書が送付されます）

問 石巻社会保険事務所

☎ 22・5115

国保年金課（内線256・257）

平成19年度 国民年金保険料（月額）

| | |
|----------|---------|
| 定額 | 14,100円 |
| 定額+付加保険料 | 14,500円 |

※付加保険料（400円）は変更ありません。

保険料の一部が免除されている場合

| | |
|----------------|---------|
| 4分の3免除（4分の1納付） | 3,530円 |
| 半額免除（半額納付） | 7,050円 |
| 4分の1免除（4分の3納付） | 10,580円 |

※免除の承認期間が6月までであることから、4月に4～6月分の納付案内書が送付され、7月にそれ以降の定額の納付書が送付されます。

介護保険料(仮算定)の

納入通知書をお届けします

65歳以上の方の介護保険料は、市民税の課税非課税区分および合計所得金額に基づき保険料額が決定されます。しかし、年度当初は前年中の所得状況が把握できないため、仮算定額を納付していただくこととなります。

ては8月上旬に郵送します。
 介護保険課(内線504・548)
 ・各総合支所保健福祉課

■納付書・口座振替などで納入する方(普通徴収者)
 平成19年度介護保険料仮算定分(第1期・第2期)の納入通知書を4月中旬に郵送します。年度途中に65歳になられた方は、社会保険庁で特別徴収対象者として把握された後(約6カ月程度)に随時、年金天引きとなります。年金天引きを新規開始する場合は、特別徴収開始通知書を郵送します。

■年金から天引きされる方(特別徴収者)
 平成19年度介護保険料仮徴収額(第1期〜第3期)は4月・6月・8月に年金天引きされる額(平成19年2月の天引き額と同額)となります。(今回通知書は郵送しません)
 ※平成19年度確定賦課分(後期分)の納入通知書および年金天引き額の通知書につきまし

～石巻市の介護保険料(1カ月当りの額)～

| 区分 | 対象者 | 保険料割合 | 保険料(月額) |
|------|--|----------|---------|
| 第1段階 | ○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 | 基準額×0.50 | 1,600円 |
| 第2段階 | ○本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.75 | 2,400円 |
| 第3段階 | ○世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の方 | | |
| 第4段階 | ○本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合) | 基準額 | 3,200円 |
| 第5段階 | ○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 4,000円 |
| 第6段階 | ○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方 | 基準額×1.50 | 4,800円 |

4月6日(金)まで窓口を延長します

4月1日(日)の休日も窓口を開庁します

3月下旬から4月上旬は引越しに伴う届け出などの手続きのため、市役所の窓口が大変込み合います。場合によっては1時間以上もお待ちいただくことがあります。

市では窓口の混雑を解消し、待ち時間を少しでも短縮するよう、平日の住所変更に関する窓口開庁時間を午後7時まで延長し、休日窓口を開庁します。

時間 平日 午後7時まで
 休日 午前9時～午後5時

開庁窓口 本庁の市民課、国保年金課、介護保険課、納税課

対象業務

【市民課】 市民課(内線258・260・261)

- 住民異動届の受付
- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録の受付
- ※住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続きはできません。
- ※本人、世帯員以外の代理の方が住所異動や世帯主変更の届け出をする場合は委任状が必要になります。なお、届出人(窓口に来られる方)の本人確認を行っていますので、身分証明書などを持参願います。本人確認ができなかった方については、届出後郵便で届出内容の確認を行います。

※他市町村、他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないこともありますので、ご了承ください。

【国保年金課】 国保年金課(内線277)

- 国民健康保険資格取得・喪失届
- マル学、遠隔地、前期高齢証の交付
- 乳幼児医療助成受給者証の交付
- 老人受給者証の交付
- 国民年金転入・転出届

【介護保険課】

介護保険課(内線548・504)

- 住所異動時の保険証などの交付、更新など

【納税課】 納税課(内線586)

- 納税・納税相談